

令和6年度（2024年度）第6回熊本市教科用図書選定委員会

議事録

委員長	<p>では、さっそく議事をすすめてさせていただきます。 議案、中学校教科書採択についてオンラインにて協議をいたします。</p>
委員長	<p>本日は、社会（公民的分野）の教科書についての報告を受け、協議をいたします。それでは、研究記録員より報告からお願いします。</p>
研究記録員	<p>《社会（公民的分野） 調査・研究結果の報告》</p>
委員長	<p>質問及び協議に入ります質問意見がありましたら、手を挙げるマークを抑えてください。 こちらから指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>内容とは関係ないですが、教えていただきたいことです。表記のところで扱う漢字と平仮名だったんですけど、平仮名が多いのですか。もう一度お願いいたします。例えば、基本的なところで扱われているという表記があるんですが、平仮名がだいたい多いという感じです。内容と関係ないですが、気になったもので。</p>
研究員代表	<p>基本的には教科書に書いてあるそのままの表記です。</p>
委員長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
委員	<p>本当に補助資料を丁寧に作っていただいてご説明いただき、本当にありがとうございました。おっしゃったとおりに文章の文言とか、いろんな違いがあって、特に慎重に読み取って行かなければならないところもあって、非常に難しいことでもあると改めて思いました。その上で、表にありますように、人権というところで、教育出版を慎重にいろいろ考えて◎にした、あとのところが○ということで、ここは今回のご提案でも大きいところだったかと思えます。説明の中に色々織り込まれてはいたんですけど、もう一度、特に教育出版が◎と、逆に東京書籍とか、帝国書院とか、こういうところがもう少しあれば◎にしたかったというところがあれば、先ほどの説明と重なると思うんですけど、教えていただけますでしょうか。</p>
研究員代表	<p>私から説明をさせていただきます。教育出版、特に「人権」に関する、基本的人権の尊重も含めてです。日本国憲法の三つの柱のうちの一つにあたる場所ですが、特に教育出版が優れているなど思ったのは、まずは、随所に熊本の話題、資料を配置しているところです。例えば、恵楓園のハンセン病の問題、それから免田事件、これは身体の自由のところ。合理的配慮という観点から熊本市の市電、低床電車、そういったものを基本的人権の尊重の中に、随所に入れているところが、子供たちが身近に自分のこととして考える材料になるということです。ページにも表れていて、特に自由権、平等権、社会権が大きな中身になるんですが、特に平等権、社会権の差が出ています。教育出版が平等権4頁、自由権4頁、社会権4頁と、他の社よりも頁</p>

<p>研究員記録員</p>	<p>数も多く、内容を多く入れていきます。例えば、東京書籍は自由権2頁、社会権2頁です。教育出版の平等権4頁なんですが、一番柱になるところ、中身のところを教育出版は多く扱っています。ここが、評価の◎につながっています。</p> <p>今のことを画面で少し補足いたします。こちらが東京書籍ですが、右上に「ハンセン病と人権」というところで、熊本の実際の判決が上がっております。こちらも東京書籍ですが、水俣病のことが少し分かりづらいんですけど、本文の中に少し出てきております。それに対して教育出版ですが、こちらは人権の特設ページですが、右側、「ハンセン病問題に取り組む学校」ということで、菊池恵楓園との交流をしている様子が、1頁を使って紹介されています。こちらも教育出版、左下、「免田事件の再審無罪」という冤罪事件が新聞記事として上がっております。それから「熊本市の低床電車」、これは基本的人権の部分ではなくて、経済の部分の今後の暮らしやすいまちづくり、社会保障に関する部分ですが、熊本市の路面電車の低床電車の例が上がっております。これも経済の課題ですが、左上の導入部分が「水俣市の環境への取組」が上がっております。それともう一つ、経済の学習のところでの内容ですが、この右側のところ、「アジア初のフェアトレードシティ」に、熊本市が初めて認証されたことが記載されておりました。これも内容的には、人権の部分に加味してよいかと。こういう事例が教育出版は多く載っておりますので、熊本市の子供たちにとって考えた時には、教育出版の特色を出す方がよいのではないかということが、教育出版の◎の理由でございます。内容的な部分というよりも、他社にももう少しこういう事例が、あと数例あればよかったです。熊本の事例の取扱いというところが一番大きな違いとなっているところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>とても丁寧に説明していただきまして、特に熊本市の子供たちにとって身近な、しっかり学べる内容があるということで、他の社がどうというよりも、そういう意味で教育出版が一步リードというようなところはよく分かりました。ありがとうございました。</p>
<p>委員長</p>	<p>他に、どなたかご意見ありませんでしょうか。では、委員、よろしく願います。</p>
<p>委員</p>	<p>私も、教育出版が一番、人権の面では、しっかり表記されていると思いましたが、他の○の部分でも大分、差があるというのが感じられました。特に自由社あたりは、ちょっとまた下がるのかなという気がしたんですが、どうでしょうか。同じ○でもだいぶ違うなと思ってですね。</p>
<p>研究員代表</p>	<p>はい、細かい違いを言うとはですね、確かに先ほど申しました自由社に関しては、社会権と平等権をひっくるめて2頁という、かなり量的にも少なかったです。内容的には基本的人権の尊重に関しては、薄い部分があるんですけど、教科書が検定通っているというところもあって、本当に、ダメというところではなく、ちょっと足りないということで、もうちょっとついでいうところで、○にしているところ横並びで、一つ○ということにつけさせてもらってます。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほどの熊本市や熊本県のいろんな取組をご紹介いただいたところを見</p>

	<p>て、やはり公民を難しいと感じる子供が多いと思う中で、熊本県の取組や内容を取り上げてあることで、興味・関心が高まるのではと思いました。頁数などいろいろご説明いただきましたが、関心が高まっていいと思ったところ です。</p>
委員長	<p>他にご意見ありませんでしょうか。</p>
委員	<p>新しい人権のところで、いろんな分野、プライバシーや知る権利、自己決定権などいろいろと整理していただけてとても分かりやすかったです。AI 関連で、帝国書院と日本文教出版だけがありになっていたと思います。これから AI 関連はすごく大事な内容になってくるのかなって思うんですが、その帝国書院と日本文教出版で、どのような内容が記述されていたかを教えていただけますでしょうか。</p>
研究員代表	<p>日本文教出版は、コラムの部分にビッグデータと防犯カメラという内容がありました。プライバシーの権利や肖像権の侵害等の問題も指摘されているという内容で扱われていました。</p>
研究記録員	<p>帝国書院も、主にそういう犯罪関連で、本文中にこのような記述があります。「さらに今後、人工知能によるデータ分析が、犯罪予測や働く人の採用などに一層使われるようになると、人間の差別や偏見を反映したデータに基づく判断をしないように求める権利を考えなくてはならなくなるかもしれません。」また、教育出版も、特設のところには、AI の発達と人権のところで、同じように防犯システムとそのプライバシーをどう考えるかの扱いがありました。</p>
委員	<p>内容量はそんなに多くはないのかもしれませんが、これからの時代で、AI との関係というのは、人権という意味からも大事なところだと思いますので、大変よかったです。</p>
委員長	<p>他に何かご意見ありませんでしょうか。それでは、私から、この人権のところというよりも、全体についてです。今回、教育委員会からは、日本国憲法の三原則に関する記述が各社かなり違うということで、それを踏まえた議論をもう一度してくださいということだったと思います。そうすると、確かに人権、基本的人権はとても大事で、この8観点10項目の中でも、最後のところに人権っていうところがありますので、そこでもう一度評価をされたということは、それでいいと思います。教育委員会のご指摘は、私たちは、日本国憲法の下で生活していく、そして、今後、今中学生ですけども、18歳で参政権を持つということを考えた時に、憲法の三原則は三つとも大事で、特に国民主権の部分に関わってきます。また、国民主権、平和主義を、非常に詳しく、この配布資料には検討していただいていますので、じっくり読めば、各社の違いというのは分かります。しかし、先ほどのご説明の時に、観点1ですね、学習指導要領の目標、各教科の目標及び内容のところについて、資料の3頁目、学習指導要領が示す日本語憲法の内容の特にウ、そしてイのアを押さえた上で、評価をもう一度検討する必要があるのではないかと私自身は考えていますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
研究員代表	<p>委員長のご指摘のとおり、日本国憲法を学ぶ上では、その三原則は、必ず</p>

	<p>押さえておかななくてはならないところで、とても大事なところだと思っています。その取扱いも含めて、この観点1の目標・内容で、自由社だけを○に、他社は◎としています。それは、教科書の構成に大きく違いがあり、どの教科書も基本的には、第一章で現代社会の私たちの課題をまず述べて、第二章で日本国憲法という扱いになっています。自由社だけが、第二章で立憲国家と国民として、立憲国家を第二章で打ち出して、国家観を非常に大きくとらえた上で、第三章日本国憲法に入っていく流れになっています。その分、先ほど申し上げたとおり、日本国憲法の三原則の頁数に差が出る扱いとなっており、自由社だけを○にしました。国民主権に関しては最初に出てきますが、どの教科書も国民主権、天皇は象徴という扱いで扱いはあまり変わらないという評価をしています。やはり一番差が出てくるのが、二つ目の柱、基本的人権について一番差が出てきています。三つ目の平和主義については特に自衛隊の扱いです。憲法九条の扱い、特に憲法の改正を大きく打ち出しているのが自由社です。自由社は憲法改正を第二章にどんと持ってきています。その辺りがやはり他社の違い、特徴的なところですね。それがよいとか悪いとかの判断は、我々もできかねるところがあります。教科書のそれぞれの特徴を踏まえた上で、最終的に熊本市の子供たちにはこれだという教科書を選んでいただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは一応、観点1のところの評価については、今回の再調査を踏まえて考えられたと解釈してよろしいですね。あと一つ、私が思いましたのは、今後、最終的に教育委員会で決定されるのですが、これだけ詳しく資料をおつくりになっているのだから、基本的人権の扱いが違うからということを中心にしておっしゃるのはいいですが、やはり最初のところも触れた上で、今のような説明をされた方が、委員の方々も分かりやすいと。内容や扱いがかなり違う、もう一度議論してくださいと言われましたので、やはり三原則の議論をした上で考えましたと持っていったほうがよいと思います。こちらに投げられたボールをまっすぐに返すという形で返し、あとは議論をもっと深めていただいて決定していただくと、より熊本市の子供たちにとってよい教科書を選んでいただけるのではないかと私は思います。それで今、お聞きの委員の方々にちょっとお願いしたいのは、日本国憲法の国民主権、平和主義の二つに関する資料がこれだけありますので、何かご質問とかご意見がありましたら出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長、大事なところをご指摘いただきまして、ありがとうございます。国民主権の説明のところ、東京書籍の朱書きは主権の説明部分と整理してあります。教育出版、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社には朱書きの部分があり、東京書籍は朱書きの部分がないということですか。そうすると、例えば内容で不十分なところや、もう少し説明が必要だという感じでしょうか。これだけ見ると足りないという気もしたんですが、教えていただけますでしょうか。</p>
<p>研究記録員</p>	<p>3番の国民主権のところですね。朱書きの文字は主権の説明部分ということで、主権とはどういう意味かが言葉で説明があることをここに表しております。2個目の教育出版などは、「主権とは国の政治のあり方を最終的に決める力を意味します」と書いてあるので、それが国民にあるということで、「国民主権」という説明になります。ただし、東京書籍はそこがなくても、国民主権の説明になっているということです。これは、その内容そのものという</p>

	<p>よりも、授業をするときに、国民主権を説明する時に、国民は子供たちもすぐわかるので、「じゃあ主権って何」と気になる子がたくさんいるので、その時にこのように分けて記述があると、教える側も教えやすい、子供たちも捉えやすいという点があります。そういうところで、色を付けたというところで、東京書籍は書き方そのものに問題があるっていうことではないんですが、授業で扱うことを考えたときに、ちょっと気になったというところで、朱書きで書いているところです。</p>
委員	<p>主権とは何かっていうところの子供たちへの説明部分として、大事であるということですね。</p>
研究員代表	<p>ちなみに東京書籍は、改めて主権とはという感じの説明はないですが、文章の中に、国の政治の決定権（主権）というところで、文章の中に埋め込んであり、主権ということを知ってほしいという意図が見えるような内容になっています。その辺が東京書籍のうまさと思います。コンパクトにぐっとまとめているところが、東京書籍のよさではあるかなと思います。</p>
委員	<p>ある意味、工夫とも取れるというところですね。</p>
委員長	<p>他に、何かございませんでしょうか。私の方から一つ、答えにくいかもしれませんが、平和主義のところ、歴史的経緯と9条の規定と自衛隊自衛権、日米安全保障条約比較と全部を分けられており、ないところは書いてありません。東京書籍は五つありますとか。こういうのは記述を見ながら、ピックアップされていったということでしょうか。</p>
研究記録員	<p>はい、そうです。その項目についてはこちらで設定をしております。教科書の記述の項目は、一番左のところに、黒い括弧で、例えば、東京書籍でいうと、「平和主義と憲法第九条」とか、「日米安全保障条約と集団的自衛権」、東京書籍だと、四つの項目に分けて記述があるということです。教育出版は、それが六つ程度あるというところ。これは教科書そのものの記述で、それを少し整理して、項目ごとに分けたものが右側のマスということです。</p>
委員長	<p>はい、それでは、基本的に全部の教科書にあるのは歴史的経緯と9条と自衛隊というところと日米安全保障です。あとはそれぞれの教科書の項目に文民統制や非核のような特徴があるという風に解釈すればいいですね。</p>
研究記録員	<p>一番大きな違いがどのあたりにあるかというところでは、やはり自衛隊の位置づけといいますか、自衛隊に関する議論が違っております。自衛隊の項目の後半を読んでもらうと、東京書籍はそこまで踏み込んだ内容になっていません。</p>
委員長	<p>他のところは割と踏み込んでいますね。</p>
研究記録員	<p>はい。教育出版は、実際のPKO平和維持活動との関連で、このままでいいのかという不安の声がある、という記述がございます。帝国書院も結構あります。日本文教出版も、両論併記といいますか、掲載されています。そして自由社が特徴的なんです、最後のところに、自衛隊を我が国の軍隊として位置づけるべきだという主張もありますという、自衛隊を軍隊にまでもって</p>

委員長	いくべきだという主張が入っているのは自由社だけです。
研究記録員	はい、分かりました。
委員長	<p>そういうところの違いが一番大きな違いだと思います。</p> <p>それでは、何か、他にご意見ありませんでしょうか。では最後にもう一回あの表を出していただきたいです。この表を見られて、委員の方々いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、私からお願いがあります。お願いというか、提案が一つあるんですが。今回、公民を2回協議させて頂きましたので、日程的にも教育委員会の方で決定していただくことになると思います。今日の議論を受けて、内容もかなり、高まった、深まったと思いますので、教育委員会に持って行く時、この資料を手直しというのではないと思うんですが、少し加筆されたりすること、評価の観点もほぼ変わらないんですが、もう一度しっかりと見ていただくという形で、私の方にそれを一任していただきたいのです。別に私が勝手に決めるっていうのではなくて、今回の委員の皆さんの貴重なご意見を踏まえて、もう一度きちんとした形にまとめて、19日の臨時教育委員会に持って行っていただくという形にしたいと思います。それを認めていただきたいんですが、いかがでしょうか。よろしければ、挙手のマークを出していただきたいんですが。</p>
委員長	<p>では、そのようにさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、まとめます。各社それぞれに特徴、特色がありましたが、調査報告の内容は妥当であるということですのでよろしいでしょうかはい。それでは、これで社会科公民的分野についての協議を終了いたします。これで本日の協議を終了いたします。</p>